(hitakami) 2014.7.14

三奥組合規則及び日墨協働会社定款

（上野　久著「メキシコ榎本殖民」(1994.4.25 中公新書 1180)より）

三奥組合規則

第一条　本組合は殖産業を以て目的とす。

第二条　組合員を左の六名とす。

照井亮次郎、清野三郎、有馬六太郎、高橋熊太郎、鈴木若、山本浅次郎。

第三条　各組合員の所有する財産は悉(ことごと)く之を合併して組合の営業資本となす。

第四条　各人の支出せる資本に対しては年六分の利子を付す。

第五条　利益は其の一割を積立金となし其の他は平等に之を分配す。

第六条　当組合は組合互選の理事一名を置く。

第七条　理事は各組合員の意志を斟酌して営業の方針を指定監督し及び会計を担当す。

第八条　各組合員は不給料とし衣食住其の他の必要費は組合より支出するものとす。

第九条　本組合は五ヶ年以内に於て解散するを得ず。もし其の期限に達せずして組合を脱せんとするものの資本及利益は組合員の決議に一任するものとす。

第十条　組合員中の死亡者に対する資本・利益は当人の所持高の三分の二を二ヶ年以上の年賦を以て之を分配す。

第十一条　不都合の処置ありて組合員の決議により除名せらるる場合に於ては第九条に準じ之を処理す。

第十二条　本組合規則の改正削除、不時の出来事等は組合員協議の上之を処理す。

明治三十四年三月四日

日墨協働会社定款

第一条　本社を Compania Japonesa-Mexicana と称す。Sociedad Cooperativa となす。

第二条　本社の目的は以下の如し。

一、各社員の資本と力とを合同し社員をして諸業の正業に従事し易からしむ.。

二、社員互に相倚り相助け長短相補ふべし。

三、社員相互に其の品行を監視し欠点を忠告し合うて専横放逸に流れしめざるを期す。

四、社員子女の教育費を会社の負担とし其の天分を発揮せしむるに遺憾なからしむべし。

五、会社は社員の老後生活の保.証及死後の家族の保護をなすべし。

六、本社員及其家族は日墨何れの国籍に属するに係らず忠良なる市民の態度を以て両国家公益のために尽力すべし。

七、若(も)し日墨両国家間に葛藤の起るあらば其の紛糾誤解を解除し平和の解決を告げしむるを以て義務となすべし。一方に味方し他方を敵となすが如き行為を禁ず。

第三条　本社を仮りに Escuintla Chiapas Mexico 置き必要に従つて其の営業部を此の共和国の何処にも置くを得べし。

第四条　本社社員は其の資産の全部のみを以て責任を負ふ。

第五条　従来の社員及定款の規定と商法第二四六条に従ひて入社したる者を社員とす。

第六条　本社員の家族とは其の配偶者及直系卑属を言ふ。

第七条　社員其の家族及遺族は夫々体力及智力に相応したる程度に於て会社の利益のために働く義務を負ふ。同時に会社の許可なくして会社の利益の来らざる仕事に従事するを禁ず。

第八条　社員及其の家族は其所有財産の全部を会祉に譲与して会社の資本となすべく会社以外に資産を貯蓄するを許さず。右譲与金は記名積立金と称し譲与者の名義を付し総会に於て予定する所の利子を付して積立て置くべし。

第九条　記名積立金は社員或は家族の持株にあらずして純然たる会社の資産と見做す。

第十条　本定款及総会の決議に従ひて行動する社員及家族は衣食住及医業等普通生活に必要なる物資の供給を受くべし。子女は独立生活するか或は丁年に達するまで教育せらるべし。

第十一条　社員は必要に応じて理事に通知して毎年自己の名義に属する個人積立金の拾分一までを私用として受取る事を得べし。若し此の制限を超ゆる必要ある時には総会の許可を受くるを要す。但し会社の積立金或は教育基金等に繰入るる場合は此の限りに非ず。

第十二条　私用とは社員或は其の家族の消費金にして会社の利益を目的とせざる場合の諸経費を言ふ。

仮令(たとえ)ば宗教に関する諸経費結婚費或は親戚友人に向つてなす贈与等の如し。

第十三条　社員は商法(1887 Junio 4) 第二百四拾七条及第二百四拾八条の規定に従ひ参ヶ月以前に其の意志を理事に通知して退社するを得べし。社員退社する時は其の家族も亦た退社せるものと見做すべし。

第十四条　社員退社すれば其の名義を冠せる記名積立金の拾分一宛を年賦を以て拾五ケ年間給与せらるべし。其第一回の給与は退社申立ての日より三ヶ月以内に其の他は会社年度の初めの一ヶ月間に於てせらるべし。右給与金を請求せずして時効にかかる時は会社の績立金に編入す。

第十五条　退社する社員及其の家族は自己の私(使)用し来れる被服寝具の他は仮令私費を以て購入したるものと難も会社の許可なくして持ち去るを得ず。

第十六条　社員及其の家族が自己の私用に供する目的を以て個人積立金を以て購入したる物品は其の社員或は配偶者が在社中専用の権利あるものとす。

第十七条　社員或は其の家族は会社の目的にあらざる行為をなして会社に損害を及ぼしたる時は彼の記名積立金を以て其の責に任ずべし。此の責任は脱社或は除名后に発見せられたる時と言へども三ケ年間は免るる能(あた)はざるものとす。

第十八条　家族の行為に関しては其の家長たる社員或は其の寡婦は会社に対して其の責に

任ずべし。

第十九条　総ての社員及其の家族が会社以外に私財を貯蓄する時は私曲と解釈せらるべし。

第二十条　会社の資本たる記名積立金は法律上遺産の目的物となることを得ず。

第二十一条　死后自己の家族を会社に止むるを欲せざる社員及家族は社員二名を証人としたる書面を作り置きて自己の死后に於ける其の名義の積立金の処置を予め会社に請求し置くべし。

第二十二条　死亡社員或は死亡家族にして前条の請求書を作り置かざる時は下の方法により記名積立金を処分す。

一、個人積立金の三分一を配偶者の名義の個人積立金に編入す。

二、三分一を死亡者の子女に平分して其の記名積立金とす。

三、三分一を死者の直系卑属にして自活し能はざる者及死亡社員が法律上扶養の義務ある者を救助する事に支出すべし。

四、前三項中給与を受くべきもの三ケ年間内に現れざる時は之れを総会の決議によつて処分す。

第二十三条　前条によりて死亡社員の子弟に分配されたる記名積立金は遺児が夫々丁年に達するに従つて会社の積立金に編入せらる。死亡の時又た同じ。若し父或は母に伴はれて退社する時は本定款第十四条の規定に従つて給与せらる。

第二十四条　死亡社員の孤児は会社の理事を以て後見人と見做す。

第二十五条　社員及其の家族の死亡及出産並に結婚は本部に特に設けたる帳簿に登記し置くべし。

第二十六条　会社の資本は各社員及家族の記名積立金及教育基金積立金より成る。

第二十七条　資本金に対しては毎年本定款第八条に依つて規定せられたる利子を付するの他之れに対して利益の配当をなす事とす。

第二十八条　資本に対する利子賞与金及利益配当金は直ちに夫々の原元金に加へて資本金の増加とし現金を以て社員に払渡す事なし。

第二十九条　教育積立金は后来社員の子女を教育する目的を会社営利の下に設立さるべき民事会社の組織成るを待つて之れに引き渡すべきものとす。

第三十条　定期総会は毎年度決算后遅くとも四ヶ月内に招集せらるべし。理事之れを決定して招集状を配布すべし。

第三十一条　臨時総会は理事が必要と認むるか監査役会議よりの請求あるか或は社員総数の参分一以上請求ある時は理事之れを招集す。

第三十二条　会議招集状は臨時総会及定期総会は商法第二百三条に従ふべし。

第三十三条　会議の議長は理事之れに当るべしと錐も必要なれば総会は別に議長を撰挙する事を得べし。

第三十四条　定期総会に於ては次の諸項を討議決定すべし。

一、結（決)算の討究及承認。

二、積立金教育積立金配当金賞与金の決定。

三、其の時期に際しては理事副理事其の他の役員を撰挙す。

四、議事日程に示されたる諸問題の討議及決定。

第三十五条　社員は会議の日程までに自己の欲する問題を総会に呈出して決議を要求するの権利あるものとす。

第三十六条　社員は凡て会議に出席し一人一票の決議権を有す。総社員参分二以上の出席者あれば会議は成立すべく其の過半数を以て決議をなすことを得べし。但し定款改定には絶対過半数を会社開散の決議をなすには総社員の八拾%以上の賛成者あるを要す。

第三十七条　会議は社員が集合するに尤も便利の地を撰して開かるべし。従つて招集通知書及公告には其の位置を明示することを要す。

第三十八条　法律及本定款に規定なく且つ理事の権限内に於て決定し能はざる事件は総て総会の決議に依つて決定せらるべし。

第三十九条　定期総会に於て社員中より下の如き役員を選挙すべし。其の任期は各二ヶ年とす。再選をさまたげず。

理事一名、副理事一名、会計係一名、書記一名、監査役三名、教育委員一名、衛生給養委員一名

第四十条　理事は外に対しては会社を代表し凡て会社に関係する事件を処理し会社の利益を保護し支配人を任免し社員の部署を足め之れをして本定款及本社に適用さるべき法律を遵奉せしめ及び総会の決議に服従して会社の真目的を誤ることなく実行に導くの権利及義務を有す。

第四十一条　理事の辞職疾病不在或は其の他の事故に依り職務を執行し得ざる時は単に理事よりの通知書に依りて副理事之れに代る。理事より通知書を発し得ざる理由ある時は副理事は直ちに代理権を施行するを得べし。

第四十二条　会計係は法律の規定せる(商三十三)諸帳簿を備へ合法的(商三十六、三十八、三十九)の記入をなし毎年結(決)算后四ヶ月以内に於て会社全部の収支を明瞭にせる財産目録試算表、貸借対照表及損益表を作り理事の手署を経て監査役に差出すべし。

第四十三条　書記は理事の命令の元に本部書類の調製整理保存通信等の事務に当る。総会に於て別に書記を定めざる時又同じ。

第四十四条　監査役は毎年決算后四ヶ月以内に会計係より結(決)算報告書を受取り商法第百九十九条及二百条の規定を実行すべし。

第四十五条　監査役は毎年度結(決)算調査の終結を予想し理事に報告して総会の期日を予定せしむべし。調査を了へたる結(決)算報告書は総会の二週間以内に理事に返付し配当金等予算を作らしむべし。

第四十六条　監査役は本定款第四十四条及第四十五条の仕事の外に其の年度中社員雇員の効労過失を調査して理事に呈出するの義務を負ふものとす。右は少なくとも会議二週間前に理事に其の結果を報告すべし。

第四十七条　教育委員は社員の子女の教育完成を期する事に就きて責任を負ふ。

第四十八条　衛生給養委員は社員及家族の給養をして過不足なき様に注意し尤(もっと)も衛生に勉め流行病の予防をなすべし。

第四十九条　理事は総会の決議を経て教育委員と協議の上適当と見做す時期に於て教育基金を基本金として別に財団法人を組織し其の運用方法を定め教育の方法を永遠に立て以て吾人の目的の完成を期すべし。

第五十条　営業部は埋事によりて任命されたる支配人によりて運用せらる。

第五十一条　支配人は自己の営利に属する営業部に於ては総会又は理事によりて定められたる範囲内に於て取引の自由を許さる。怠慢故意又は前記制限を逸出したるがために会社に損害を及ぼしたる時は其の責に任ぜざるべからず。

第五十二条　各営業部は会社年度の終りに於て過去一ヶ年間の結(決)算をなし財産目録試算表、貸借対照表、損益表を製作し之れに其の年度の営業状態及将来の方針に関する意見書を添へて三ヶ月以内に本部の会計係に差出すべし。

第五十三条　営業部就業者の任免は社員を除くの外は支配人の権利に属す。但し定雇員の任免は其の都度本部に報告すべし。

第五十四条　各営業部は其の運用しつつある資本に比例し毎年本部費及教育費を本部に呈出すべし。資本を他の営業部に移す場合には理事若しくは総会の命令或は許可を要す。

第五十五条　会社年度結(決)算に於て利益ある時は積立金教育積立金賞与金等に分かたる各配当高は理事原案を作りて定期総会の承認によりて確定す。

第五十六条　積立金は少なくとも年度利益金の四分一以上なるべし。右は会社解散の時にあらざれば分配せらるることなし。

第五十七条　総会に依りて定められたる配当高は相互投票法によりて割当てをなすべく其の合点を以て配当率となす。

第五十八条　会計係は毎年度総会の時迄に配当投票用紙を分配し一ヶ月以内に投票を終らしむべし。

第五十九条　年度結(決)算に於て損失を生じたる時は利益配当と同様なる方法を以て負担額を定む。

第六十条　社員は年度利益配当金特別賞与金を個人積立金に加ふるの外定まりたる給料を受くることなし。

第六十一条　会社開散の場令に於ける資産は各社員の記名積立金を以て配当金となす。但し総会の決議に於て八拾%の多数を以て他の方法を決議する時は此の限りに非ず。

第六十二条　何人を問はず会社に対し特別の効労ある時は監査役の報告に元づき総会は賞与金或は其の他の方法を以て報酬することを得べし。

第六十三条　破廉恥罪を犯し会社の目的に反し或は言語行動を以て会社の利益を害し若しくは害せんとする者は総会の決議を経て除名する事を得べし(商二四九)。

第六十四条　前条の場合に於て会社の受けたる損害は総会決議を以て直ちに除名社員の積

立金より控除することを得べし〔商二五三)。

第六十五条　除名社員は其の積立金の十分一宛十ケ年間給与せらるべし。

第六十六条　本定款第二条第七項の規定を犯したるものは会社に於ける諸権利全部を失ふことあるべし。但し総会に於て反対の決議あれば此の限りに非ず。

第六十七条　会社は本来の性質上其の存続を無期限とす。法律の命令或は総会の決議によるに非ざれば開散する事なし。

第六十八条　会社開散の時に於て清算其の他の手続きは商法の命ずる所に従ふ。

第六十九条　開散の場合に於ける剰余金の分配は本定款第六十一条の規定に従ふ。教育基金は第四十九条に従ひ法人組織有れば其れに引き渡すべく若しなければ新に組織して引渡の手続きをなすべし。

第七十条　本定款は本年九月一日より即ち第一年度の初日より実行すべく同時に前定款を無効として一千九〇五年九月一日会社組織の公正証書中本定款と一致せざる諸項を無効とす。

第七十一条　此の定款に於て商法と称するは墨西可共和国一千八百八十七年六月四日公布のものを言ふ。